

犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する論点

＜検討会として認識した現状と問題点＞

- 犯罪被害者等に対する心理療法の現状についての共通理解
 - ア 既存の制度
 - イ 支援の範囲
 - ① 支援を受けている被害者等の範囲
 - ② 「心理療法（カウンセリング）」の支援の内容
 - ③ 提供者
 - ④ 費用負担

- 支援が不足していると考えられる範囲
 - ウ 被害者等の範囲
 - エ 心理療法（カウンセリング）の内容

＜公費負担の対象とする犯罪被害者等に対する心理療法＞

- 公費負担の対象とする場合の限定の基準
 - ア 「犯罪被害者等」
 - ① 制限を設けるのか否か
 - ② 制限を設けるとして何を基準とするか
 - 罪種
 - 警察への届け出の有無
 - 資力
 - 他の要素との調整の要否：
 - 損害賠償の受け取りの有無
 - 帰責性の有無
 - ③ 要件具備の判断をする者
 - イ 当該犯罪被害者等が心理療法を受ける対象として認定する者、基準
- 公費負担の対象となる心理療法
 - ア 心理療法の種類・範囲
 - イ 実施者
 - ① 質の確保
 - 適当とされる実施者の資格
 - 認定方法（新たな認定制度・基準などが必要か否かも含む）
 - 臨床心理士の養成、研修機関の創設や拡充の必要性

- ② 必要とされる人数の確保
- ウ 公費負担の限度（回数・期間等）

○ 公費負担の仕組み

- ア 公費負担にあたっての考え方（理念）
- イ 心理療法（カウンセリング）を公費負担している既存の枠組みの拡充の可否
 - ① 犯罪被害給付制度
 - ・ 重傷病給付金の拡大の可否
 - ・ 新たな給付金の創設の可否
 - ② 医療保険制度の適用対象の拡大（療養費等を含む）の可否
 - ③ その他既存の心理療法（カウンセリング）の公費負担制度の拡充の可否
- ウ 新たな公費支給制度の創設（例えば、現物支給を可能とする制度）の可否
- エ 財源
- オ 公費負担の方法（既存の制度の改変の可否も含み、償還制か、現物給付制か）
- カ 公費支出の実施機関
- キ 以上の検討を踏まえた上での犯罪被害者等にとって最適な公費負担制度の在り方

○ 新制度の有効性に係る検証方法

○ 本制度の限界と将来への展望

- ア（上記制度設計後）対象とならない範囲、またそれへの対応
- イ 犯罪被害者等に対する心理療法（カウンセリング）についての関係者への啓発の必要性